

浜岡原子力発電所2号機 第4回施設定期検査の終了について

2013年6月10日

当社は、廃止措置中の2号機について、2013年1月28日から原子力規制委員会による施設定期検査※を受検してまいりました。
([2013年1月24日](#)お知らせ済み)

本日、原子力規制委員会より施設定期検査の合格証の交付を受けましたので、お知らせします。

施設定期検査では、原子力規制委員会により、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能について、技術基準に適合していることの確認がおこなわれました。

今後とも、廃止措置計画に基づき、計画している作業等について、安全確保を最優先に進めてまいります。

※ 施設定期検査は、原子炉等規制法第29条に基づく検査であり、毎年受検することが義務付けられています。なお、廃止措置中の1号機については、保管していた全ての燃料の搬出が完了したため、施設定期検査を受ける必要がありません。

以上